

議会活動の仕組み⑦

いちじ ふさいぎ

「一事不再議」



一事不再議とは、会議原則の一つであり、一度議会で議決した同一の議題については、同一会期中においては再び審議や議決を行わないという原則です。

下川町では議会会議条例第17条でも「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない」と規定しています。

さて、本町は令和3年から通年議会となり、会期は5月から翌年4月までとなっています。前述のとおり、一事不再議の原則により一度議決した案件は、翌年にならないと審議や議決でき

ないのでしょか。それでは支障をきたすので、議会会議条例第17条第2項で『前項に規定する一事不再議は、定例会議として再開する本会議の都度、「事情変更の原則」があつたものとみなす』と規定しています。

このことから、定例会議は6月、9月、12月、3月に開かれますが、次の定例会議になれば、同一の議題も再び審議や議決を行うことができません。

通年議会の導入にあつては、従来の取り決めにそのままではめられない場合もあり、知恵を出す必要がありました。

※事情変更の原則：議案の内容が仮に同一のもので、その背景となる事情の変化によつて、前提条件が異なっていると解される場合には、再提出して審議・議決できるもので、事情変更がある場合は、同一の定例会議内でも再び審議することができません。

議会モニターからのご意見・ご感想

議会モニターの方々から、議会活動についてご意見、ご感想を定期的にいただいております。

定例会議や、臨時会議、議会だよりについて寄せられたご意見などの一部を紹介いたします。

これらのご意見などを参考に、議会活動の活性化やよりよい議会運営につなげていきます。



質問の内容・要旨	回答
議会だよりの配布場所・閲覧場所を増やしてほしい。コモレビにお願いいただけたら助かります。	ゼロカーボンを目指す下川町議会は、紙媒体をどの程度残すかということが課題となっているため、コモレビへの議会だより設置は検討をしていきます。なお、町のホームページに電子版をアップしているため、そちらもご利用いただけると幸いです。

編集後記

3月の定例会議、予算審査特別委員会も終わり、WBCは日本が優勝し応援の甲斐があつた。やっと畑仕事に時間が割けると思えば、各種団体の総会や役員会が目白押し。外に目を向ければ、日本海では、ミサイルを発射する隣国がいる。欧米では、銀行破綻の連鎖が危ぶまれ、ゼネラルストライキも起きて不穏な春です。春といえば、日本では統一地方選挙です。次の201号は新メンバーでの議会だよりとなります。4年間大変にお世話になりました。未熟な編集でしたがご声援、ご意見をいただきありがとうございました。次号からも引き続き、皆様のご指導ご鞭撻をお願いして、後書きとしたいと思います。重ねてありがとうございます。(中田)



議会広聴広報特別委員会
(議会だより編集委員会)

委員 長 中田 豪之助
副委員長 小原 仁興
委員 我孫子 洋昌

しもかわ議会だより

第200号

2023年(令和5年)

5月1日発行

発行 北海道下川町議会
編集 議会広聴広報特別委員会
〒098-11206
上川郡下川町幸町63番地

●電話番号(代表) 4-25511
●FAX番号(代表) 4-25517
●行政情報告知端末番号(直通) 4-2551108
●E-mail s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp